

高知県児童福祉審議会ひとり親家庭部会（第2回） 議事録（概要）

1 日 時 平成 29 年 1 月 31 日（火）10 時 00 分から 11 時 30 分（1 時間 30 分）

2 場 所：こうち勤労センター 5 階会議室

3 出席者

委員等 徳弘委員（部会長）、岡谷委員（副部会長）、川崎委員、須賀委員、田邊委員、中山委員、森田委員、横田所長（ひとり親家庭等就業・自立支援センター）

事務局 竹崎地域福祉部副部長、山本児童家庭課長、北村少子対策課長補佐
児童家庭課 黒石チーフ、福島主幹、吉本主事
県民生活・男女共同参画課 三觜課長補佐、雇用労働政策課 葛目チーフ
幼保支援課 溝淵課長、生涯学習課 公文チーフ

4 議 事

- (1) 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」（素案）について
- (2) その他

各議事について、事務局から説明した後、質疑応答を行った。

5 質疑応答等内容

（委員等）

9 ページの母子家庭等就業・自立支援センター相談事業を利用してよかったと回答した者の割合が低いことについてだが、利用してよかったと思う割合が 17.1%というのは、どういった部分が良くなかったとか、そういうことは聞いているか。

（事務局）

実態調査の時に設定した質問項目だが、回答の理由を問う次の質問を設定していなかったもので、残念ながらわからない。

（委員等）

21 ページの目標値の 1 項目と 2 項目について、それぞれ最初に「ひとり親家庭実態調査における」とあるが、例えば「ひとり親家庭の支援をする制度」の「認知度」と続けた方が、県民には分かりやすいのではないか。

また、2 つ目の項目に出てくる「センター」について、具体的にどこのセンターなのか分

かりづらいため、注釈を入れるなどの工夫があると分かりやすいと思う。

(事務局)

そこについては、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」というかたちでしっかりと名称を記載する。

目標値の一覧表の備考欄に「ひとり親家庭実態調査結果」というかたちで記載するなど、他の計画で目標値が定められているものなどについても備考欄の方で整理させていただきたい。

(委員等)

この素案は、分析を踏まえたうえで、今後の事業計画を強調しており良いと思う。収集した情報を分析することによって、どの事業が必要で、どの事業が必要ではないというのが分かってくるのではないかと思う。

ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談事業の満足度については、今後調査していくということになってくるのか。

(委員等)

「ひとり親家庭実態調査におけるセンターの利用の満足度」についてのこの調査結果については、私自身もどういったものか把握出来ていない。

この実態調査自体は、すべてのひとり親家庭の方に調査したわけではないと思うが、その中で 17.1%というのは、センターを利用したことのない方も含めたものなのか、それともセンターを利用した方のみとしたものなのか知りたい。

(事務局)

センターを利用した方のうち、相談事業を利用してよかったというのが 17.1%ということ。ただ、母数が若干少なく、分母である利用した方が 35 名、そのうち利用して良かったと思う方が 6 名という中でこの 17.1%という数字が出ている。

(委員等)

そのような数字も出ているので、今後さらに皆さんに「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を知っていただけるよう考えていきたい。また、利用していただいた方には、満足していただけるような支援を検討していきたいと思う。

(事務局)

おそらく、利用して良かったと思われるのは、その過程というのではなく、結局、自分の希望した就職に結びついたというような方ではないかと思う。センターの職員がどうの

このということではなくて。目標値についても、本来であれば、8割程度満足していただけることが一番いいが、半分ぐらいということで、目標値を50%で整理している。

(委員等)

保育施設を利用しているひとり親世帯の保護者を見ていると、祖父母と一緒に暮らしている世帯の方が、子どもさんの心の成長や生活への満足度があるように感じる。しかし、一緒に住むと補助金等がもらえないといったことがあるのか、または、養育費をもらおうと補助金は受けられないということがあるのかは分からないが、ひとり親とその祖父母が別々に住んでいるという家庭が多くある。

また、病児保育のことについてだが、病児保育は感染の問題等もあるため難しい部分もあると思うが、子どもの心の満足度を考えると、他人に預けられるというのは、具合が悪い時に、わがままを言うのも我慢しないといけないといった、心に負担がかかる状況になるのではないだろうか。企業等に、補助金を支給するなどして、休んでもいいからきちんと子どものそばにいて看病出来るような対策をした方が良いのではないか。これから先、子どもが心を強く持って生きていくためには、こういった部分で、小さい頃から親の愛情を受けていたことが大事ではないかと思う。

啓発に関してだが、トイレに設置されているDVの啓発カードのように、スーパーのトイレ等に、支援制度を紹介した小さなカードや、携帯のカメラで撮れるような掲示物があるといいのではないかと思う。

(事務局)

児童扶養手当とか各種制度の年収の制限については、基本的には、同等の世帯収入となっている。生活保護などにもあるが、同じ家に住んでいても生計分離ができる場合もあり、その場合であれば影響は無い。トイレに設置するタイプの啓発カードは県庁にも設置されている。携帯で掲示物の写真を撮るという発想は、今後の啓発方法を考えていく上でとても参考になった。

(事務局)

企業の手当関係となると、主として労働局の方が取り扱っている。労働局では現在、企業を対象に「働き方改革」ということで、処遇の改善や様々なことに取り組んでいるので、ご意見をお伝えする。

(事務局)

先ほどのお話は、おそらくワークライフバランスのお話だろうと思う。ひとり親家庭だからというよりも、一般施策として、子どもを育てている方や介護をされている方などを対象として、企業には、きちんとワークライフバランスに取り組んでもらうということが大切と思っている。少子化対策の県民会議に、ワークライフバランス推進部会という部会

があるので、ひとり親に限らずに、子育て世帯の方々に対するワークライフバランスをどうやっていくかということについて、そちらの部会でも検討させていただきたい。

(委員等)

確かに、子どもが病気の時は、親が看病出来ることが一番理想的であるが、ひとり親家庭となると就職するのもやっとなで、雇用してくれた企業にいろいろと迷惑がかかるのは不安があると思う。病児保育などの仕組みがあると、少しは楽になるのではないかと。私は増やして欲しいと思う。

ただ、今7、8か所にしかないのに、目標では17か所に増やすというのはどういった見込の立て方なのか教えていただきたい。

(事務局)

病児保育が増えない理由としては、医師が不足しているということと、小さい子どもは状態が急変することがあるといったこともあり、対応が難しいという点がある。どうしても、リスクが高くなり、広がらないという課題がある。ただ、ニーズはあるため、市町村ともいろいろな方法を模索しているところ。

例えば、複数の市町村で1つの病院に病児保育をお願いしたりするといったところもある。加えて、実際には高知市で29年度から病児保育が施設で始まるようになっており、香南市でも予定がある。そういった状況下で、33年度までに17カ所という数字は、非常に目標値としては高いが、市町村とも連携を取りながら、1カ所でも増やしていきたい。病児保育ではないが、施設型ではなく訪問型の病児保育の活動をNPO法人で始めている。ファミリー・サポート・センターでも、病児を預かれる方法はないか男女共同参画課と一緒に協議をしているところ。このように、働いている方のお子さんが病気になった場合でも、安心して看ることができるよう何らかの施策を、様々な課と検討している。

(委員等)

やはり、今、預けている保育園に預かってもらうのが一番良いので、例えば看護師を派遣して、そこに隔離室を設けるといったことも考えたが、出来ることと出来ないことがあるかと思う。しっかりと話をさせていただき、なかなか増えない数字だと思うが、増やして欲しい。

(委員等)

19ページに、日常生活支援の充実ということで、保育所等優先的利用の推進とあるが、具体的にはどのような作業をするのか。

(事務局)

保育所への入所要件に関しては、新制度になってから、今までは「保育に欠ける子」だ

ったのが、「保育が必要とされる子」という文言に変わった。それに伴い、現在は保育が必要ということで、保育所の入所要件の中に、求職活動も入ってきている。入所要件は十数項目あり、その要件に入っているかというところで、入所の申し込みが可能となる。次に市町村が確認する、生活保護世帯や、両親が2人ともフルタイムで働いている場合や、ひとり親世帯は優先順位が高い。そういった入所基準と優先順位を勘案して、保育の入所が決定されるため、「優先的利用の促進」となっているが、ひとり親世帯の方は、既に大体の場合において、優先的に入れるような仕組みとなっている。

(委員等)

「市町村に働きかける」との記述があるが、具体的に作業として県はどのようなことを行うのか。

(事務局)

入所決定は市町村が行うが、曖昧な決定方法ではなく、入所基準や優先順位を、市町村の内規や要綱によって定めなければならない。特に「保育が必要」となると、生活保護世帯、ひとり親家庭、フルタイムで働く世帯というのは、国からも優先順位が高いものであると示されているため、その基準に沿って市町村は入所を決定している。ただ、利用調整などにより、必ずしも希望している保育所には入れないこともあるが、その決定についてもきちんと説明ができるように、また保護者に不利益にならないような形で利用調整をすように、そこを適正に市町村が決定しているかどうかを県の方で見極めたい。

(委員等)

ファミリー・サポート・センターについてお伺いしたい。数が増えるということも重要だが、ひとり親に対する利用料の支援や減額は無いのか。ひとり親の方がファミサポを利用するには結構な金額がかかってしまうため、利用したいがなかなか利用に至らないという話をよく聞く。1時間あたり700円だと、時給がそのまま利用料になってしまう。兄弟姉妹がいると、さらに負担が増えるということで、なかなか利用するのが難しいという話をよく聞く。今後、ひとり親に対する利用料の減額などは考えられないだろうか。

(事務局)

ファミリー・サポート・センターの利用料は、現在1時間当たり600～700円の設定になっている。県で二番目に開設された佐川町にあるファミリー・サポート・センターでは、生活保護世帯、非課税世帯の方が利用する場合は、利用料を半額にする取組がなされている。これは国の補助制度、県の補助制度でも取組が出来るようになっている。三番目に開設した香南市においても、この取組は実施されているが、高知市ではまだ取組がされていないという状況。